

静岡県指定管理者制度(1)

静岡英和学院大学短期大学部 准教授 児 玉 和 人

I. 問題の所在

本調査では、指定管理者制の下で公の施設を運営する事業者の経営実態、並びに運営状況、その課題を調査検討したものである。今回では、公の施設の指定管理者に指定された事業者を中心とするアンケート調査を実施した。次回は、各事業分野での事業所内で指定管理者の実態を調査検討する。本稿では調査結果の概要版にとどめて、詳細な分析は次号紀要に掲載を期したい¹。

本研究では以下の特徴を2点挙げられる。指定管理制度は平成15年度（2003年）に実施された。指定管理者制度とは、公の施設のより効率的、効果的な管理を行うために、その管理を民間の能力の活用を意図する制度である。当初、政府は指定管理者制度の導入で新しい公共という名前で華々しく宣伝された。その主旨は、公の施設管理のコスト削減、並びに民間企業の活力や高いサービス能力を導入し、地域住民福祉の増進を図るという点にある。しかし、指定管理者制度導入は13年を経過したが、それは住民サービスな向上、効率的な施設運営という目標が達成されたのだろうか。

一方、総務省自治行政局長は、各地方自治体に指定管理者制度の現状に対する是正を求める通牒を出した。その通牒とは、平成22年（2010年）12月「指定管理者制度の運用について」である。2つの要旨から成り立っている。第2項では、「指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるように留意すること」、第6項では「指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること」とある。本通達の意味は何か。指定管理者制度導入の主旨とは大きな矛盾を生じているのではないだろうか。ところが、その検証を実施されたのかと問えば十分と言えない。以上のような問題意識に基づいて、本稿では調査検討を実施した。本稿では3つの論点で議論を行う。

第一には、静岡県内で初めて指定管理者の下で事業所調査を実施した。静岡自治体労働組合総連合（以下静岡自治労連と略）の調査では、静岡県各市町村で指定管理に委託する公の施設を運営する事業者が347団体となっている²。各市町村のホームページでの公の施設を委託された団体や企業の名簿から判明している。静岡県内では民間企業や団体の参入が少数にとどまった。運営事業者の

¹ 本論文の作成に関しては、児玉和人（2015）「指定管理者調査の解説」に収められている内容を加筆修正した。適正な指定管理者制度を考える研究会（2015）『指定管理者制度・事業主アンケート（概要版）』pp 1－7。データの使用に関しては研究会から許可を得ている。

² 本調査には平成27年（2015）年6月静岡地方自治体研究所内に「適正な指定管理者制度を考える研究会」を結成している。会員は大学研究者、自治体労働組合役員で構成されている。この指定監理事業者は地方自治体の公開されている名簿に基づいている。非公開の場合は含まれない。

大半は公的な団体や法人で占められる。

第二には経営の実態の把握を行った。公の施設は、レクリエーション・スポーツ施設、産業振興施設、基盤施設、基盤施設、文化施設、社会福祉施設と分類されている。各々施設の特徴や性格が異なるために、一概に経営実態を議論することは一定の留意が必要である。本調査から出た問題点としては、結論を先取りすれば委託期間が長期化した毎年運営費が削減されており、職員数が慢性的に不足し、その職員の雇用形態が非正規職員となっている点である。指定管理者を受託する事業者は持続的な経営が困難な状態まで追い込まれている。

第三には事業者からは指定管理を委託する地方自治体に対する要望を確認したことにある。事業者側が指摘する指定管理者制度の問題点は、選定基準が経費節減、人件費削減が第一であること。事業主の大半は、地域住民の雇用、施設運営に関するノウハウ、経験や質的で総合的な評価内容を検討せず、計量的な価格で入札を決定していることに大きな問題と指適した。さらに、指定管理料は適切な金額と言えない。指定管理料の削減を補完する方法としては、人件費や運営経費削減という点で補っていると回答している。

以上の本研究の概論を述べた。指定管理者制度の現状は当初の政府説明、当初の見込みと実態が大きく乖離されている。さらに、詳しい経営実態は次の次項から検討を行っていききたい。

以上のような問題意識から、本稿では次のような手順で考察を進める。第二節は指定管理者制度の全国、静岡県の導入状況を検討する。第三節は事業者アンケート調査結果から、事業所の経営実態、勤労者の労働状況を解説する。第四節では、調査結果を踏まえて、指定管理者制度の問題点を提起する。

Ⅱ．全国の指定管理者導入状況と静岡県の位置

全国の指定管理者制度の導入状況は以下の通りである。本節では、総務省が3年ぶりに指定管理者制度の実態を把握するために調査を実施した。その統計数値を活用して概要を議論する。調査資料名は『公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の概要』である。その調査結果に基づいて検討した。平成27年（2015年）4月1日現在、全国の地方自治体で指定管理者制度が導入された公の施設数は76,788施設である。その内訳は、都道府県6,609施設、指定都市7,912施設、市町村61,967施設となっている。民間事業者（株式会社、NPO法人、学校法人、医療法人等）に占める比率に関しては、都道府県2,397施設（34.6%）、指定都市3,514施設（44.4%）、市町村23,093施設（37.4%）、合計29,004施設（37.5%）となっている。

静岡県の指定管理者の導入状況は、1,517施設である（表1参照）。その内訳は都道府県43施設、政令市490施設、市町村1,093施設となっている。平成18年（2006年）と比較すれば、484施設の増加となっている。民間企業の割合は839施設（50.4%）である。平成24年（2012年）と比較すれば、257施設の大きな増加となっている。

表 1. 静岡県の指定管理者制度導入状況調査結果

区域	株式会社	特 例 民 法 人 ・ 財 団 法 人 ・ 地 方 公 共 団 体 ・ 公	地 方 公 共 団 体	公 共 団 体	地 縁 に よ る 団 体	特 定 営 利 法 人 （ N P O 法 人 ）	そ の 他 の 団 体	合 計
県	10 23%	6 14%	0 0%	10 23%	0 0%	1 2%	16 37%	43 100%
政令市	125 35%	129 36%	0 0%	63 18%	9 3%	20 6%	14 4%	360 100%
市町	299 23%	195 15%	0 0%	133 10%	187 15%	58 5%	416 32%	1,288 100%
合計	434 26%	330 20%	0 0%	206 12%	196 12%	79 5%	446 26%	1,691 100%

出所）総務省（201年）『公の施設の指定管理者導入状況等に関する調査結果の概要』より作成。

1）平成27年4月1日付で調査を実施している。

以上のことから、静岡県での指定管理者制度の導入は各地方自治体で広範囲な施設で展開されていることを意味する。さらに、指定管理者の民間企業に占める比率は全国37.5%、静岡県50.5%となっている。静岡県民間事業者の比重は全国平均と比較して13.0ポイントと大きく上回っている。静岡県下の地方自治体は全国より民間企業の導入を進めており、指定管理者制度の導入を積極的に活用して、公の施設を管理しようと試みていることが理解できるであろう。

Ⅲ. アンケート調査の解説

本節では事業主を対象としたアンケート調査、その調査方法とその調査結果を検討する。調査票は広島県、京都府自治労連の実施したアンケートを参考として、静岡県の現状を踏まえて一部を修正して作成した³。

³ 調査票は適正な指定管理者制を考える研究会（2015）pp18-27に添付されてある。事業所アンケートの調査票は紙幅の都合から割愛した。労働者アンケートに関しては調査分析中である。

1) 指定管理者制度、公の施設

指定管理者制度とは、公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者（指定管理者）が管理を代行する制度である。平成15年から地方自治法を一部改正して制定された。指定管理者には、株式会社、合同会社を等の営利企業、協同組合、農協、漁協、財団法人・NPO法人・市民グループなど非営利法人、従前の公共団体や公共法人が指定されることが多い。公の施設とは、地方自治法244条「住民福祉の増進」を目的とするもので、建物等の概念だけではなく住民の権利保障の機能を内容とする。

2) 指定管理者制度導入の経緯

指定管理者制度の導入の経緯は次の通りである⁴。平成8年（1996年）12月、行政改革委員会では、「行政関与のあり方に関する基準」で民間に出来ることを実施する基本原則を定めた。平成13年（2001年）6月、経済財政諮問会議は、公共サービスに関しては、市場メカニズムを活用し、民営化や民間委託、PFI、独立行政法人等の活用に関する検討を進めると提言した。この提言に基づいて、地方自治法第244条に規定された公の施設の管理は、地方自治法の一部を改正して、平成15年（2003年）に指定管理者制度が導入された。ところが、この間、導入施設数が増加する一方、留意すべき点も明らかになってきた。総務省自治行政局長は、平成22年（2010年）12月「指定管理者制度の運用について」平成22年12月28日付け総行経第38号）という通牒を出した。その主旨は、指定管理者の施設導入に当たっては施設の性格を適正に判断して実施すること。指定期間を配慮すること、指定管理者入札に当たっては単なる価格競争でないこと、労働法令を適正に遵守して労働環境を整備することというものであった。この通達には指定管理者制度の慎重、かつ適正な運用を求めている。現在、指定管理者制度は、各地で運用と導入巡って、地方自治体の議会、学会等、議論が行われている。

（3）調査方法

1) 予備調査

ホームページ等で公開される指定管理者として指定されている地方自治体から事業者名簿を抽出静岡県内347事業所した。平成27年4月1日『公の施設指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の概要』では静岡県の指定管理者制度導入施設総数は1,517事業所がある。本調査では約22%事業所を抽出して調査を行ったという推計となる。静岡県下の地方自治体は湖西市等で非公表の自治体が存在する。その場合は調査対象から除外した。そのために、調査内容には限界があることを付記する。

⁴ 指定管理制度政策に関しては、生沼裕（2007）を参考とした。筆者は、大阪自治体問題研究所（2006）で指定管理者制度導入期の調査を実施した。文中で導入期の調査とは本調査を指している。

2) 事業所を対象としたアンケート

指定管理制度の本事業所アンケートの調査概要は以下の通りである。

期間：平成26年8月7日～8月31日

実施対象：静岡家下の地方自治体から公の施設の委託された事業所に調査票を郵送した。

発送先：静岡県内347事業所

回答：130事業所（回収率）37.5%

3) 回答事業所の概要

先述した通り、指定管理者制度を導入した地方自治体が公開した名簿から事業主347事業所に郵送した。結果、130事業所から回答があった⁵（表2参照）。地域別の特徴では、多数の公の施設数が存在する静岡県、浜松市、静岡市、沼津市、御殿場市からの回答が複数寄せられた。その理由とは、地方自治体の財政規模が大きいこと。行政改革として指定管理者制度を導入した結果、上記の都市では多数の公の施設が設置されたからであろう。小規模の地方自治体では回答が少ない傾向が見受けられた。

表2. 地域別回答事業主分布（130事業主）	
静岡県	12
浜松市	15
磐田市	0
袋井市	5
掛川市	6
菊川市	1
御前崎市	1
島田市	7
牧之原市	1
焼津市	3
静岡市	17
富士市	7
富士宮市	6
御殿場市	10
裾野市	2
三島市	8
沼津市	11
伊豆の国市	3
伊豆市	8
熱海市	2
伊東市	2
下田市	2
無回答	1
[人数]	130

⁵ 町村部の様々な小規模な自治体からは回答がなかった。

調査票の記入、回答者は、施設の規模や性質によって大きく異なる。質問1. 記入する方は、どなたですか、という質問では次のような回答があった（表3参照）。回答者の内訳は経営者14.6%、担当部長6.2%、総務担当者33.1%、その他46.2%である。大規模の施設では運営する団体の担当部長、総務担当者が回答している。ところが、小規模な施設では社長、施設長が直接に回答を行なっている。その他の内訳では、回答者は公民館、集会所の集落が管理する小規模施設であって、自治会長、町内会長が大多数である⁶。

表3. 記入する方はどなたですか？		
項目	人数	比率
経営者	19	14.6%
担当部長	8	6.2%
総務担当	43	33.1%
その他	60	46.2%
無回答	0	0.0%
合計	130	100%

それではどのような企業形態が指定管理者の運営事業者なのであろうか。そこで、質問2. 団体の種別を質問した。結果、その内訳は、株式会社20.0%、公益法人23.1%、公共団体1.5%、公共的団体40.0%、NPO法人6.9%、その他団体8.6%である（表4参照）。株式会社、NPO法人の民間事業者は、合計26.9%である。大半の事業者は、従来からの公的団体が運営の主体であると言える。期待されたNPO法人の参入は6.9%である。

表4. 団体の種別		
項目	事業所数	比率
株式会社	26	20.0%
公益法人	30	23.1%
公共団体	2	1.5%
公共的団体	52	40.0%
NPO法人	9	6.9%
その他の団体	11	8.5%
無回答	0	0.0%
合計	130	100%

4) 指定管理者の導入状況と期間

指定管理者制度は平成15年（2003年）に導入されて10年以上を経過した。現在、どのような状況であるかを聞いてみた。施設の内容、現在の指定管理期間、理想とする指定管理期間を質問した。

そこで、設問3. 指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えて下さいという設問から考察する。ただし、質問では指定期間、受託回数に限定して検討する。同じ設問では指定期間（何期目）か質問した。指定回数は2期目33.3%、2期目29.9%、1期目16.9

⁶ 指定管理者制度を考える研究会（2015）の自由記入欄の回答より。

%であった（表5参照）。これは、指定管理者制度導入から継続して受託する団体、企業が多いと考えている。現在1期目と回答する企業は何等かの理由で指定管理者が交代したと考えられる。指定管理期間は、5年67.2%、10年以上9.0%、3年1.7%となっている。指定管理者導入時期の実態調査では、地方自治体から回答の大半が指定管理期間平均3年未満であった。地方自治体は、委託事業者からの要望から、2期目から指定管理期間を延長、変更した可能性がある。

表5. 現在までの指定回数		
項目	事業所数	比率
1期目	30	16.9%
2期目	59	33.1%
3期目	54	30.3%
4期目	11	6.2%
5期目以上	4	2.2%
無回答	20	11.2%
合計	178	100%

これらの指定期間は適切だろうか。設問4. 指定管理期間は適切なものと尋ねている。適切と思うという回答は51.5%、思う施設の方が多い10.4%、思わない28.7%、思わない施設の方が多い7.7%であった（表6参照）。どのように、この結果をどの様に考えるか。指定管理期間が適切、適切と思うという施設の総計は61%に達している。一方、35.4%の施設では満足していないと回答がある。

表6. 指定管理期間は適切なものだと思いますか？		
項目	事業所数	比率
思う	67	51.5%
思う施設の方が多い	13	10.0%
思わない	36	27.7%
思わない施設の方が多い	10	7.7%
無回答	4	3.1%
合計	130	100%

それでは、適切な期間を検討している。設問5. 指定管理期間は何年が適切だと思いますかという問いでは、5年16.9%、3年2.3%、10年以上9.2%が最も多い（表7参照）。前述のように、適切と考えられる指定期間は5年、何年から適切かと思うか5年とある。委託事業者の要望が反映された結果と考えられる。

表7. 指定管理期間は何年が適切だと思いますか？

年数	事業所数	比率
1年	0	0.0%
2年	1	0.8%
3年	3	2.3%
4年	0	0.0%
5年	22	16.9%
6年	0	0.0%
7年	2	1.5%
8年	1	0.8%
9年	0	0.0%
10年以上	12	9.2%
無回答	89	68.5%
合計	130	100%

5) 指定管理料と運営費の内訳、

指定期間は事業者の要望が反映されて、導入期より期間が延長されていることは調査から理解が出来た。ところが、後述するが指定管理料・委託料は、大きな強い不満を持つという回答が多い。

設問3. 指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員数などを教えて下さいという設問から考察した。本稿では、前期、前年と比べた指定管理料についての質問に限定して考察する（事業主アンケート調査票参照）。受託した指定管理料、委託料について聞いてみた。事業者からは、変わらない44.4%、減った30.9%、増えた16.9%であった（表8参照）。指定管理料は、従前と変化がない、あるいは減ったという回答が多い。導入期から物価や人件費が上昇したに関わらず、指定管理料に反映されていないことへの不満であろう。その結果が設問7から伺える。

表8. 前期・前年と比べた指定管理料・委託料について

項目	事業数	比率
増えた	30	16.9%
変わらない	79	44.4%
減った	55	30.9%
無回答	14	7.9%
合計	178	100%

設問7. 現在の指定管理料（委託費も含めて）は適切な金額だと思いますかと尋ねた。事業者からの回答では、思わない50.8%、思う施設の方が多い23.8%、思わない施設が多い12.3%、思う施設が多い12.3%というものである（表9参照）。思わない、思わない施設が多いという合計の回答が63.1%を占めた。指定管理料は、本来物価、人件費が上昇した分を反映されていないことが大きいと考えられる。

表9. 指定管理料は適切な金額だと思いますか？		
項目	事業数	比率
思う	31	23.8%
思う施設の方が多い	7	5.4%
思わない	66	50.8%
思わない施設の方が多い	16	12.3%
無回答	10	7.7%
合計	130	100%

設問8. 指定管理料・委託料はどう思いますかという問いである。選定基準では経費節減を第一としてしないで欲しい47.7%、次期の選定時には今季の実績を加味して欲しい55.5%、職員の定期昇給や処遇改善が難しい55.5%、施設の修繕・補修は自治体負担として欲しい60.0%である（表10参照）。この設問から伺えることは、選定方法に強い不満があること。もう一つ、重要なことは、施設の修繕・補修費用負担に不満がある。特に、後者の場合は地方自治体と指定管理者と役割分担が不明確であると言える。

表10. 指定管理料についてどう思いますか？[5つまで]		
項目	事業所数	比率
選定基準では経費削減を第一としないでほしい	62	47.7%
次期の選定時には今季の実績を加味してほしい	72	55.4%
職員の定期昇給や処遇改善が難しい	72	55.4%
施設の修繕・補修は自治体負担としてほしい	78	60.0%
その他	11	8.5%
無回答	9	6.9%

（注）複数回答のために合計100%にならない

6) 指定管理者状況、選定基準

指定管理者は公の施設なので、情報公開を伴う公平性の観点から公正な選定が望ましいとされる。そこでは、どのように指定管理者が選定されたのかと質問した。設問3. 指定管理者制度で受託する施設の内容、施設数、指定期間、職員の回答から考察した。ここでは、募集方法を公募、非公募での質問に限定して考察する（事業主アンケート調査票参照）。結果では公募59.6%、非公募36.0%となっている（表11参照）。静岡県地方自治体の大半では、指定管理者制度選定を公募型で指定管理者が募集されていることが分かる。非公募型は特殊な技能やノウハウが必要とされている施設とされているからだ。

表11. 指定管理者の選定方法		
項目	事業所数	比率
公募	106	59.6%
非公募	64	36.0%
無回答	8	4.5%
合計	178	100%

指定管理者の選定基準に関しては、直接に問う設問がない。その次善の策として、設問8. 指定管理料（委託料）についてどう思いますかという問いである。選定規準では経費節減を第一としないで欲しい47.7%、次期の選定時には今季の実績を加味して欲しい55.4%、職員の定期昇給や処遇改善が難しい55.4%、施設の修繕・補修は自治体負担として欲しい60.0%である（表12参照）。事業者が選定規準は、指定管理料が経費第一でと考えている。

表12. 指定管理料についてどう思いますか？[5つまで]		
項目	事業所数	比率
選定基準では経費削減を第一としないでほしい	62	47.7%
次期の選定時には今季の実績を加味してほしい	72	55.4%
職員の定期昇給や処遇改善が難しい	72	55.4%
施設の修繕・補修は自治体負担としてほしい	78	60.0%
その他	11	8.5%
無回答	9	6.9%

7) 職員定数、賃金、労働条件

指定管理者の下で運営する事業所で勤務する実態を検証する質問を行ってみた。事業所では職員定数がどのように決まっているのか。そこで、設問9. 職員定数はどのように決定するかと事業主に質問した。事業主が必要に応じて決定する71.5%、自治体が受託内容を検討して決定する10.8%であった（表13参照）。事業主が運営のために人員の増減を決定ができるようである。

表13. 職員定数はどのように決まりますか？		
項目	事業所	比率
事業主が必要に応じて決定する	93	71.5%
自治体が受託事業内容を鑑みて決定する	14	10.8%
その他	17	13.1%
無回答	6	4.6%
合計	130	100%

次に、施設の運営するにあたって、職員数が足りているのであろうか。設問10. 職員数は足りているかを聞いた。職員数が足りている39.2%、足りている施設の方が多い12.3%、足りていない33.1%、足りていない施設の方が多い6.9%という回答があった（表14参照）。不足、やや不足と回答した事業所は、51.5%に達している。職員数の不足する施設は社会福祉施設、基盤施設が多いという傾向がある。

表14.職員数は足りていますか		
項目	事業所数	比率
足りている	51	39.2%
足りている施設の方が多い	16	12.3%
足りていない	43	33.1%
足りていない施設の方が多い	9	6.9%
無回答	11	8.5%
合計	130	100%

さらに、具体的に踏み込んで原因を探ってみた。設問11は職員数が足りない理由を聞いてみた。経営難による財政不足20.8%、指定管理料引き下げなどによる財政不足17.7%、職員を応募してもこない12.3%、業務に見合った職員定数になっていない20.8%、その他9.2%である（表15参照）。この結果では、経営難、指定管理料不足の理由が総計で38.5%と上っている。地方自治体の財政難が直接影響を受けていることわかる。

表15. 職員数が足りない理由[5つまで]		
項目	事業所数	比率
経営難などによる財政不足	27	20.8%
指定管理料引き下げなどによる財政不足	23	17.7%
職員を応募してもこない	16	12.3%
業務に見合った職員定数になっていない	27	20.8%
その他	12	9.2%
無回答	58	44.6%

（注）複数回答のため、合計が100%とならない。

制度導入のねらいは、住民サービスの向上と効率的な管理運営である。しかし、総務省通達は「コストカットの道具となっていないか」と問題提起し、今日に至っている。導入の目標は達成されているのか。この点に大きな問題を生じている。

IV. 調査結果からの課題の提起

公の施設管理は建物等の維持だけではなく、住民の福祉の向上と権利保障を行うものでなければならない。現行の指定管理者制度はさまざまな点で保証する制度となっていないのではないか。調査結果を踏まえていかに、地域経済の発展、並びに委託企業が雇用、利益で貢献するために持続可能な制度となっているかを検証していきたい。以下の課題の提起を行う。

1) 事業者に対する適正な評価システムの確立

本調査から見出した実態は入札時の選定基準で管理料削減だけ関心が集中する。しかも、指定管理料は、運営費が据え置きや毎年削減されている。つまり、選考基準は単純に入札時の指定管理料の入札価格で決定する傾向がある。つまり、競争入札制度では、指定管理の事業者の利益、人事育

成まで配慮されていないからだ。指定管理料は管理費節減の価格競争を数量的な選定規準で判断している。価格競争入札制度には、本来の利用者サービス向上、地域住民福祉の向上や持続的な発展という質的な基準に重きを置いていないからだ。その結果は入札する事業者の物価上昇、経費削減、事業内容の提案内容、地域経済への雇用に貢献等での総合評価方式を設けるべきだろう。

2) 指定管理の継続性の確保

今回の調査で明らかになったことは、委託事業所が2～3期目に達していることだ。回答した事業所の3分の2の施設では、施設の入札で継続して応募し、委託契約を締結している。規参入事業所は、十分に知識や経験、ノウハウを蓄積したと推測される。指定管理期間が5年と延長化する傾向が見受けられた。10年以上の契約を締結する施設が複数見受けられた。平成18年（2006年）の導入期調査では指定期間3年が大半であった。継続性の重視、指定期間延長の改善が見受けられる。一方、事業継続の困難な側面が目立ってきた。指定管理料の定額化、削減である。その結果、さらなる職員数の不足、非正規化の進展である。また、指定管理者入札制度から落札ができなかった場合は、非正規職員を解雇と回答が多い。施設運営のノウハウが継承されない事態を生じるとが考えられる。

5) 労働条件の適正化

このような経営の状況下、最も影響を受けていることが労働条件である。公の施設が住民の権利保障を行う施設であるならば、それにふさわしい専門性を有するサービスが必要となる。結果からは、以下の改善を提起する。雇用保障、給与、雇用形態の改善である。雇用保障は、事業者が指定管理者制度期間ならば雇用契約を維持するが、入札から外された場合に非正規者職員が解雇されると回答が多い。これで住民サービスやマネジメント能力の維持、蓄積ができない。もう一つ、職員自身が厳しい労働条件で勤務しているならば、自ら給与、社会保障に満足して労働していないのに、住民に満足が出来る十分なサービスを提供が出来るだろうか。

労働条件は、指定管理料が長年の据え置き、あるいは削減されており、5年間と短期期間であるために、劣悪な状態である。指定管理者制度の導入期では、当初懸念されていたことであった。指定管理を受託した事業者は、利益を上げようとするならば、給与、福利厚生の切り下げ、施設のサービス運営費の減額があるからだろう。

この労働条件では、施設の職員に心に余裕が無いために、適切な運営、サービス提供が困難であること。有期、非正規化の進展は、施設運営の継続性が難しいと考えられる。

参考文献

- 生沼裕（2007）「群馬県指定管理者制度の現状と課題」『地域政策研究』第10巻1号pp.19－38
- 大阪自治体問題研究所（2006）『指定管理者としてのNPOによる公共サービス供給の課題』自治体研究社
- 適正な指定管理者制度を考える研究会（2015）『指定管理者制度・事業主アンケート（概要版）』
- 自治体アウトソーシング研究(2004)『Q&A 自治体アウトソーシングー指定管理者制度と地方独立行政法人の仕組みと問題点』自治体研究社
- 静岡市『静岡市指定管理者制度の手引き(参考資料)』2014年